

会 議 録

令和6年度 第1回（仮称）藤沢市こども計画体系等検討部会

開催日時 2024年（令和6年）4月26日（金）17:02～18:32
開催場所 藤沢市役所本庁舎3階 3-1会議室（Zoomオンライン会議）
出席者 委員4名（うち、職員1名）
澁谷部会長、坂本委員、寶川委員、三ツ井委員
事務局5名
子育て企画課（吉原参事、三膳主幹、天川課長補佐、
中野主任、齊藤職員）
欠席者 委員1名

内 容

- 1 開 会
 - 2 部会長の選出
 - 3 検討部会の進め方
 - (1)（仮称）藤沢市こども計画体系等検討部会の設置目的等について
 - ア 設置目的
 - イ 検討内容
 - （ア）計画目次（構成）
 - （イ）各章立ての概要
 - ウ 検討スケジュール
 - エ 会議と部会の関係
 - オ 本検討部会の役割
 - 4 国のこども計画に関連する検討状況について
 - 5 （仮称）藤沢市こども計画の目次（案）・第1章骨子について
 - 6 閉 会
-

○事務局（子育て企画課）

それでは本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
進行させていただきます、藤沢市子育て企画課の三膳と申しますよろしく願いいたします。

それではただいまから第1回（仮称）藤沢市子ども計画体系等検討部会を始めさせていただきますと思います。

3月22日に開催されました令和5年度第5回子ども・子育て会議におきまして、部会の設置および部会について承認をいただいたことから、本日皆様にお集まりいただきありがとうございます。

なお本日は竹村裕幸委員からご欠席の連絡を、坂本結委員から途中参加とのご連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。

現時点で委員5名中3名の方のご出席をいただいていることから藤沢市子ども・子育て会議条例第8条第5項の規定に基づき、同条例第7条第2項の規定を本部会議に準用いたしますと「部会は部会員の委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」との条件を満たしておりますので、本日の部会が成立することをご報告いたします。

ではまず初めに本日令和6年度初めての開催となりまして、事務局の人事異動等の入れ替えがございましたので、天川課長補佐と齊藤職員の2名が新たに事務局に加わっておりますのでご紹介させていただきます。

新任の職員が一言簡単にご挨拶させていただきますのでよろしく願いいたします。

○事務局（子育て企画課）

今年度大久保の後に子育て企画課の方に異動しました天川と申します。

子ども部がなにぶん初めてで、皆様の計画のちょうど改定真っ只中というところに入っていきような形になりますので、皆様の方にすぐ追いつけるように頑張っていきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

○事務局（子育て企画課）

本年度から新採用で藤沢市の子育て企画課に配属になりました齊藤と申します。

まだまだ勉強途中ですけれどもよろしく願いいたします。

○事務局（子育て企画課）

続きまして、では本日使用する資料を確認させていただきます。

事前にメールでお送りさせていただいた部分がありますが、資料の会議の次第の他、資料の1から資料10の10点とですね、それ以外いつもご用意いただいております、第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画、藤沢市子ども共育計画そして藤沢市子どもの居場所作り推進計画の3点、合計13点が本日の会議の資料となりますので、よろしく願いいたします。

なお本日記録のためにZoomで画面を録画させていただきますのでご承知おきください。

続いて会議の公開についてご案内いたします。本日の部会でございますが会議は地方自治法の規定に基づく市の附属機関に位置づけられており、藤沢市情報公開条例第30条の規定に基づき、会議を公開すること、また、藤沢市藤沢審議会等の公開に関する要綱第6条の規定に基づき、会議資料につきましては原則として閲覧に供することとされております。

すので公開としたいと考えております。

このことについてご異議ございませんでしょうか？

〔「異議なし」の声あり〕

よろしいでしょうか？ありがとうございます。

本日傍聴の方はいらっしゃいませんので、早速ですが、議題の1（1）部会の委員紹介になりますが資料の1をご覧くださいと思います。

お手元の資料の通り記載の5名の方に進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に議題の2、部会長の選出に移らせていただきまして、部会を進めていくにあたりまして部会長の選出が必要となりますが、事務局といたしましては子ども・子育て会議の委員長であります澁谷委員に部会長をお願いしたいと考えておりますが、皆様よろしいでしょうか？

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

それではこの後の進行につきましては澁谷部会長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○澁谷部会長

わかりましたよろしく申し上げます。

一応確認なのですが、部会での決定事項は会議の審議を経て確定するものとするというこの会議は本委員会ということでしょうか。それとも本委員会で決定するということですか。

○事務局（子育て企画課）

子ども・子育て会議の方で最終的には確定という形になりますので、後ほど今回の部分の説明の方はさせていただくつもりなのですが、検討部会の方では今回骨子のところの案、そちらの方の策定という形を取っていくという形を想定しております。

○澁谷部会長

わかりました。順番として部会をやって委員会をやってということではなくて多分部会→部会→部会で委員会という形になるかと思うので、要は部会で2回～3回やって話をまとめて、そのまとまった結果を7月か8月にある委員会で、お認めいただく、という形が基本になるということですね。

○事務局（子育て企画課）

はい、その通りです。

○事務局（子育て企画課）

今おっしゃっていただいた通りですね。大体およそ部会を本日の他あと2回程度予定をさせていただいております。7月に実際に全体の会議の方で報告していきたいと、考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○澁谷部会長

わかりました。形式的なところなのですが、一応ルールに基づいての運営ということなので確認させていただきました。

では今日メンバーが少ないのですが、できるだけフラットな形で色々な意見交換しながら次の構想に繋がるアイデアが出てくればと思っております。

早速ですが、まずは私の方もまだ資料の中身十分読み込めておりませんので、事務局の方に資料についてのご説明いただきながら、理解を深めてまいりたいと思います。

では最初の議題が議事3の検討部会の進め方というところになるかと思います。こちらについて事務局よりご説明お願いいたします。

○事務局（子育て企画課）

【検討部会の進め方】「第1回(仮称)藤沢市こども計画体系等検討部会 次第」

<設置目的と検討内容>

- ・子ども・子育て支援の計画を検討するために設置された
- ・計画骨子の策定と体系の検討を行う

<計画骨子の検討項目>

- ・計画の目次構成の検討
- ・各章立ての概要の検討
- ・子ども政策の現状と課題の検討
- ・計画の基本方針と施策展開の検討
- ・子どもの意見表明と権利に関する検討
- ・計画の指標と目標の検討

【検討部会のスケジュール】

<予定開催日程>

- ・全3回の部会を予定している
- ・4月、5月、6月の下旬に開催予定

【会議と部会の関係】

<部会での決定>

- ・部会の決定事項は会議で確定する
- ・子ども・子育て会議で最終的な確認が行われる

<検討部会の役割>

- ・計画骨子の案を子ども・子育て会議に報告する
- ・部会と会議は異なる組織である可能性がある

【子ども・子育て会議の方での審議】「資料4」

＜計画骨子の案を策定し、子ども・子育て会議に報告する予定＞

- ・ 7月19日に開催される子ども・子育て会議に報告するための計画骨子策定
- ・ 市議会でも6月・9月・12月・2月に進捗報告を行う
- ・ 市内連携会議や若者庁内連絡会議を進行管理に含める

【こども計画検討部会のスケジュール】

＜4月・5月・6月で計画更新を進める＞

○澁谷部会長

ご説明ありがとうございます。以上のこのスケジュールにつきまして何か委員の皆様からご質問等ございますか。

特段よろしいですかね。こちらの方については特段異議なくということで了解をいたしました。

では次に議事4の国のこども計画に関連する検討状況について事務局に一度お渡しいたします。お願いいたします。

○事務局（子育て企画課）

【追加調査の動きと全体の計画策定概要】「資料5」

＜追加調査を行いながら計画策定を進める＞

- ・ 子どもの意見表明を参考に事業検討
- ・ ワークショップを通じた意見交換を実施
- ・ 子どもの意見聴取も重ねて行う

【国のこども計画に関連する検討状況】

＜こども大綱の策定に向けた検討状況＞

- ・ こども家庭審議会の基本政策部会で検討された内容を示す資料
- ・ 子ども基本法と連動して市のこども計画策定を行う
- ・ 県のものとの連携し、こども大綱をベースに策定を進める

＜こどもまんなか実行計画の進捗状況＞

- ・ 国のガイドラインはまだパブリックコメント中
- ・ こども大綱とこどもまんなか実行計画の関係がある

＜こども大綱の内容＞

- ・ 少子化対策、子ども若者育成支援、貧困対策の3つの大綱が統合されている

＜計画策定方法＞

- ・ 各法令に基づく一体化された計画の策定
- ・ 調査から重量管理までのスケジュール、検討体制協議会の体制などが記載されている

＜連携体制と予算＞

- ・ 庁内庁外の連携体制
- ・ 予算立てと協議会の開催についての記載あり

<ガイドラインの内容>「資料6」「資料7」

- ・子ども若者の意見の反映や事例の利用が記載されている
- ・資料6にはこども大綱の焼き直しが含まれていて詳細な情報は資料7に記載

○澁谷部会長

議事4に関するご説明をいただいたところです。

この件につきまして委員の皆様からご質問・ご意見はございますでしょうか？特段よろしいですかね。

なんだかまだよくわかっているような、わかんないようなという感じで、まだ具体的なところが見えてないところはあるのですが、こども大綱に基づいて作っていきますよ、というようなことになっておりますので、特段本件につきましてご質問なければもう少し議事を進めて、全体像をしっかりと捉えられるようにしたいと思います。

ではよろしいですかね。特にないようでしたら次に議事の5に移ってよろしゅうございますか。

(仮称) 藤沢市こども計画の目次案第1章骨子についてが次の議案でしたか。

こちらをご説明いただいた上で少し委員の皆様からお気づきの点があれば、ご意見等をいただいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局（子育て企画課）

【こども計画の目次案】「資料8」

<第1章:計画の策定にあたって>

- ・計画の背景や位置づけについて
- ・計画の期間や対象について

<第2章:子ども・若者・子育て家庭の状況>

- ・子ども・子育てに関する調査結果や現状の評価・課題について

<第3章:計画の基本的な考え方>

- ・将来像や基本的な視点について

<第4章:施策の展開>

- ・具体的な施策計画について（基本目標1から6まで）

<第5章:教育保育・地域子ども・子育て支援事業>

- ・量の見込みと確保方策について（法定計画の継承）

<第6章:計画の推進>

- ・計画の推進体制や実施状況の点検評価について
- ・計画の指標とこども大綱との関連

【計画策定について】

<目標の方向性を明確に>

- ・計画策定の目標を入れる

- ・資料編はそのまま、条例や会議協力の記載
 - ・調査内容とパブリックコメントの状況を追加
- <子どもの居場所作り推進計画の位置付け>
- ・藤沢市子どもの居場所作り推進計画の詳細について説明
 - ・こども計画への組み込みも検討中

<居場所の計画について>

- ・放課後児童クラブと青少年施設の整備計画が柱
- ・居場所計画は新たに策定予定
- ・保育所の整備計画もガイドラインに含むか検討

【計画の内容構成】

<第2章：子ども若者子育て家庭の状況> 「資料9」

- ・アンケート調査やヒアリング調査実施の概要
- ・関連する統計データの記載
- ・第2期の子ども・子育て支援事業計画と統一計画のまとめ

<第3章：計画の基本的な考え方>

- ・計画の目指す方向性とサブタイトルの説明
- ・六つの柱を基に計画を策定
- ・計画の体系と事業の政策展開

【制作の手順】

<計画の基本的な方針>

- ・共通する基本的な方針を確認
- ・こども大綱の六つの柱を基に制作

<事業の展開>

- ・計画の体系に沿って事業の具体的な展開を考える

【第5章】

<工程計画の部分>

- ・数量や部会の審議などを含む工程計画を示す

【第6章】

<計画の推進>

- ・計画の推進体制と実施状況の点検評価を行う
- ・主に指標について検討を進める

【計画の策定について】

<背景>

- ・子ども基本法とこども大綱に基づいて策定が行われる
- ・児童福祉法の一部改正法律なども考慮する

<趣旨>

- ・子ども基本法とこども大綱の作り込みを反映させる
- ・藤沢市こども計画との一体化も記載する

<計画の位置づけ>

- ・市町村のこども計画と関連する大綱・対策が含まれる
- ・新しく追加される事業やSDGs 共創指針も考慮する

【計画の対象】

<定義と範囲>

- ・親の妊娠出産期から子ども若者の社会的自立までを対象とする
- ・大人としての円滑な社会生活を送ることを目標とする

【計画の進捗管理】

<第1章：素案の作成>

- ・計画の目次を作成し、第1章の素案として現在の段階で作成中。

<第2章：事業実績と現状把握>

- ・子ども若者子育て家庭の実態把握方法と概況に関する2回目の協議事項を検討予定。

<第3章：評価と課題>

- ・計画の評価と課題を第3回に分けて検討し、現計画のまとめを第3回で検討予定。

【計画の基本的な考え方と展開体系】

<第2回：計画の考え方の検討>

- ・計画の基本的な考え方を共有し、政策の展開体系図に向けての議論を進める。

<第3回：政策の展開と評価>

- ・法定計画や指標の検討に時間がかかるため、第2部会で議論後、第3回で再度検討。

○澁谷部会長

ありがとうございます。複雑ですね、私もまだついていけない部分があるのですが、とりあえず目次で大枠を確認していくのは了解したいのですが、特に今回の部会で意見はいただいていたというはその相談事項になっているところ。

これが居場所作りとか、あるいは放課後児童クラブや保育所の整備計画については今までも別に作っていたのですか。

○事務局（子育て企画課）

放課後児童クラブの方の整備計画が子どもの居場所作り推進計画の中に組み込まれていた形です。

現在の子どもの居場所作り推進計画がその居場所の部分を中心にということなのですが、放課後児童クラブのニーズだとかどういった形でやっていくのかという部分の整備の部分が一つと、あとはその他の公共施設となるので②と③です。この画面上を共有させていただいている2と3の部分がメインで子どもの居場所作り推進計画というところが一応作られていたという形です。

そちらは別冊にあったという形になるのですけれど、今回その子どもの居場所作り推進計画も計画年度としてはここで1回終了するという形になりますのでその見直しという形の部分になります。

その際に、その見直しをしていくときの考え方として居場所自体はこども計画に当然踏み込まなければいけないものと考えていますので、そちらの方は入れさせていただきながらも、児童クラブの部分と、実際に施策や各事業だとか広がりの部分としてかなり大きく広がっていくのかなというふうに考えておりますので、今回の新しいこども計画ですね、の方にその部分までを入れ込むというところが、時間的にもかなり苦しいかなというところもあって検討をしていく部分が必要であろうというふうに思っているのです、令和7年度の策定を想定というふうな形で書かせていただいているという状況です。

○澁谷部会長

居場所のことは当然入るわけですか。今ご説明のようにこども計画の中に、入るのだけでも、具体的な計画はどうするかは、令和7年度。

○事務局（子育て企画課）

政策としては、その部分を拡張する部分を含めて出させていただくというようなことがよろしいのかなというふうに。

○澁谷部会長

三ツ井委員、お願いします。

○三ツ井委員

すごくわかりにくい話をしてすいません。事務局側の立場になったりもしながらすいませんというところなのですが、そのこどもの居場所作り推進計画ってというのを元々別冊で作ってましたので、このこども計画本体には直接関わらない部分でこどもの居場所作り推進計画については検討を進めることになるのかなと思います。

居場所そのもののことというのは、この体系の中の計画の第4章政策の展開の中には、おそらく大事な視点として入ってきてどこかの項目の中にこうしたものもきっと入るのだろうなという認識でいます。

一方ですね、児童クラブの確保の見込みというようなところは、第5章の中の量の見込みと確保方策の中に入ってくると思っています。ここでは基本的な考え方は記載をしておきながら、より幅広くですね、こどもの居場所というものを考えたときに、別冊で今まで通り作らせていただく予定ではあるのですが、平行として多分作っていくのはスケジュール的にとても厳しいと思っています。

それというのが、先ほどの居場所というものの概念が今回の国の指針の中でかなり広がった書き方をされていますので、そうしたものを網羅した考え方として、もう一度整理今までの市役所が公的な領域を用意する場所だけではなく、もっと幅広く子どもが居場所と感知られる場所というようなものまで、ウイングを広げて対応していこうと思うと、この基本計画として今のこども計画として作っていくものと、さらにそこからウイングを広げ

ていく、子どもの居場所作り推進計画が今年度中ではなくて来年度にかけて少し作業をさせていただく中で、皆様にご確認いただくような、そんな少しずれたタイムスケジュール感になりそうというのが、今の補佐の説明であったかというふうに認識しております。

すいませんこんな補足で何となくイメージしていただけますでしょうか？

○澁谷部会長

そうそう何となくわかるのですが、子どもの居場所は当然今まで子ども共育計画とかでも入っていましたし、重要な今後5年間どうするんだというのは、実際フリースペースを運営されている委員もいるので確実に出てくるのかなと思うんです。

何らかの形でこういう方針で動かしていくというのは、今回のこども計画の中にも入り込むんだけど、ただ実際の居場所作りの推進計画、本体については、いわゆるその関連計画に位置づけて、これからこども会議になるのかもしれませんが、子どもが既に会議では直接審議はしないものに位置付けていくということになりますか。

○事務局（子育て企画課）

子どもの居場所作り推進計画自体が前回策定したときにこの審議会の中では議論をしていない状況ではあるんですけど、今回居場所の部分というのがやはり先ほどお話に出た通りで、こちらとしてもかなり大きいトピックでこども青少年部としてもその部分が重要な議題になると思っています。

その部分をやっていくというところは当然考えていく中で、子ども・子育て会議の中にも報告はするべきではあるのかなというふうには思いますが、ちょっとその部分は具体的にやるところが青少年課のセクションになりますので、そちらの方で検討させていただいて、どういった進め方あるいは子どもの居場所という形で新たに別の部会的なものでやっていくべきなのかとか、そういった部分も含めて検討させていただきたいと思っていますので、前回までは少なくともこちらの場で審議の方はされている対象ではない計画になっています。

○澁谷部会長

そうですね。保育所整備計画の放課後児童クラブもあの議題には上がっていますが、報告みたいな形で策定自体は他のところで作って、子ども・子育て会議でも当然関連するものなので、このような形で整備を進めていくことにしていますということは報告をして、必要な意見は、いただいたので居場所作りについても、計画策定自体はちょっと別のセクションで作ってその進行に応じて、この子ども・子育て会議の中でもこのような形で藤沢市としては進めたいというのは、適宜報告をいただいて、こども計画との齟齬とかをチェックしていくという形になりますか。

○事務局（子育て企画課）

はい、おっしゃる通りです。

○澁谷部会長

わかりました。これはまた会議の委員にわかりやすく伝えられるかどうかってちょっと

自信ないんですが、何となく今わかりました。

すいません、私の方でわからなかったので、少し先に黄色の相談事項の部分を先に取り出して何を議論すべきか確認したいところなんですがいかがでしょうか。

坂本委員、寶川委員の方で、まずちょっとこの今の相談事項のところで趣旨伝わりましたか。すごい複雑なんですけれども、寶川委員は何かありますか。ここがわかんないというところでも結構です。

○寶川委員

全体的に何となくわかってきているところではありますが、私もう一度読み込んでみます。すいません、ありがとうございます。

○澁谷部会長

そうですね。とりあえず居場所作りのところ、あるいは放課後児童クラブとか保育所と同様のガイドラインみたいなものは分けて策定をしていただく。

ごめんなさい、事務局にもう1回確認すると第2章に居場所作りの部分が入っているのは、なぜなのでしょう。

○事務局（子育て企画課）

第2章の中にあえて入れているという意味ではなくて、レイアウト上の関係でそこに入れ込めてしまっています。わかりにくくなってしまうんですけど、第2章の部分を共育と比較するような形で、比較する形で表を作っていて、その空いているところに無理やり組み込んでしまっています。

資料がわかりにくくなってしまうし申し訳ないんですけども、その居場所の部分はもう独立した項目として捉えていただければと思います。

○澁谷部会長

わかりました。実際には、第1章の主な関連計画とかのところに入れるわけですね。その他のガイドラインとか計画というのがいろいろ走っていて、それとこのこども計画との関係がどうなるのかというのは、具体的には第1章の計画の位置づけの中で説明されるという理解でよいですか。

○事務局（子育て企画課）

そうです。主な活動関連の計画の中に子どもの居場所作り推進計画が入ってくるというところは、子どもの居場所作り推進計画という形で入るかどうかはまた議論なんですけれども、一応子どもの居場所作り推進計画なり、放課後児童クラブのガイドラインなりというところと、関連する計画として位置付けという形になります。

○澁谷部会長

わかりました。

相談事項のところは、まだこれから話が進む中で、やっぱ不都合だよねというところはお出てくるかもしれないのですが、現実的にこども計画と同時進行で居場所のことを検討して、きっちり5年サイクルで回していくということが現実的には難しいのかなというのは

十分理解するところです。関連計画に位置づけながら、そこの関連性については計画書の第1章の中で可能な限りわかりやすく表記をしていくというところでとりあえず暫定的にはいいんじゃないかなと思います。

とりあえずその相談事項のところの位置づけについては、暫定的にそのような方向で、事務局の方で整理作文していただくということによろしいですか。

ではあとはちょっと大枠としては第1章第2章第3章4章5章6章資料編という大まかな設定はこれでよくて、多分3章あたりのところはかなり重要な話になってくるので、今後第2回第3回でこんなような柱立てにしたいというのが見えてきたときにまた意見をかなり詰めていかなきゃいけないかなと思いますが、大枠の1章から6章+資料編という構成自体については何かよくわからない点とかご意見とかございますか。

これは実際作って見ないとわからない部分あるのですが、ご提案の通り一緒に計画の策定にあたって2章で調査結果等を踏まえた現状を書いて、3章のところが計画で、第5章は作らざるを得ない法定部分なので教育保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策は、従来の計画通り章立てで作って、6章は計画の推進体制と資料という大枠自体は、とりあえずご提案の通りによろしいですか。

あともう一点確認するのが、特に今日は第1章のところは骨子ということでもう少し細かい具体的な書き込む内容をご提示いただいているところなのですが、ここはいかがでしょう。

やっぱりすごくわかりづらいところではあるんですけども、何か第1章の中身について骨子案で少し説明が必要なところとかあれば、委員の皆さんの方からもご意見いただきたいのですが。

○澁谷部会長

三ツ井委員お願いします

○三ツ井委員

私が言っていけない気もしますが、4ページ4番の計画の対象のところなのですが、今、現行の計画と5ページの方に計画の対象、その他案というふうにあって、ここで基本的に妊娠出産期から大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまで、という子どもの部分に着目して書かれています。ですが、今回少子化対策の部分を含んだときに、どうしてもその前ですね、結婚だとか、あるいは子どもを持つことに対するマインドの醸成みたいなものも含めて考えると、必ずしもこの計画の対象が、妊娠出産期をスタートした大人として円滑な社会が送れるようになるまでの、という言葉のくくりでいいのかというのは、この後その少子化の部分をどう取り扱うか、市の計画としたときにどこまで結婚を本当に入れるのかとかいうこともあるかと思うのですが、どこまでをこの対象とすべきかというのは、場合によってはこの子どもの今範囲の外側にあるものというのをまた考えなければいけないところも出てくるかもしれないというのは、この後計画を作って、またここに戻るでもいいかとは思いますが、少し余地はあるのかなというふうで考

えています。

以上になります。

○澁谷部会長

ありがとうございます。

この点について事務局の方でもし把握していればと思うんですが、こども大綱を勘案して作ることが基本になる場合、こども大綱では結婚も含めていわゆる家庭を作るということを希望する人たちが、それが可能になるような環境を整備するということも含めてこども大綱というのが作文されていたかなという気がするんですが、それって私の認識で間違いはないですか。

○事務局（子育て企画課）

こども大綱自体が元々少子化社会対策大綱を引っ張っていますので、純粋にその少子化対策の部分として結婚の部分だとかも含めて、委員おっしゃる通りで入っているという認識ではおります。

○澁谷部会長

わかりました。なので当然結婚もそうだし働き方とかいろんなことを含めてですね。従来の少子化社会対策大綱の中ではその辺りの働き方の見直しみたいなことも含めてやっていたのですが、その辺を子育て期に限らずもしかしたら結婚まで含めて考えましょうというのがこども大綱の考え方になるわけですね。

いやでも市の計画として注ぐかどうかですね。

この辺がそれこそ地域の実情というところの部分でどこまでを入れるのかという話があるんだと思います。

確認なのですが、既存の今までの子ども・子育て計画はやっぱり次世代育成支援の行動計画を一体化していたので会議体はほとんど話題にしなかったのですが、その辺りは入っていましたか。

○事務局（子育て企画課）

結婚とか妊娠というところは妊娠入っています結婚のところということですね。

少子化の部分はむしろ我々の方としても新しいものとして位置づけをするというような形がどこまで続けるかどうかというのは議論なんですけれど、位置づけをせねばなるまいというところですね、新しい計画に対して。

なので現行の計画に入っていないという認識ですね。

○澁谷部会長

わかりました。

いかがですかね。多分これに対応する市町村の事業が何かあればとりあえずその事業をやるかどうかというのを市の方で検討していただいて、やるのであればこういうような取り組み結婚とかに関わる事業を入れて若い人たちに限るかどうかというのはあるんですけども、家庭を作るということに対して選択肢になるような環境作りというのは、入るかも

しれないのですが。

ちょっとイメージつきにくいのですが、いかがでしょうこの辺坂本委員とか寶川委員のところ、この辺りの対象についてブレーストリングみたいな感じでいいかなと思っているのですが、何か今の段階でご意見ございますか。

○坂本委員

坂本ですけれども、聞こえますか。

○澁谷部会長

お願いします。

○坂本委員

すいません私もこのいただいた資料を読んだ限りですけれども、結婚に関するところというのは、対象者に限っているように読めたんですけども、ご高齢の方は、ご高齢の方と言っては失礼ですが、あとはもう30代とかぐらいのその方まで含むのかというのはちょっと疑問なのですが。

いただいたガイドラインの9ページですかね。青年期に結婚を希望する方への支援というふうに書いてあるので、若者がどこまでなのかなというところではあるんですけど。

青年期なので、子どもの心身の発達の過程あるものを超えた方々と考えれば、確かに一般の他の子ども以外の市民に対しても政策をしないといけなくなってくるなというふうに思って、そこは全然まとまってなくて申し訳ないんですけど、何か事務局の方でこういう意味なんですよって解説していただけると私もとても嬉しいです。

○事務局（子育て企画課）

今なんですけれど一定数のこども大綱の中で結婚だとか妊娠出産も不明ですけど、基本的にはもちろん自由意思でというところでやっていく中で、結婚をしたいと思った方がよりしやすい環境だとか、そういった部分での視点というところになるのかなとは思っています。

その部分で大綱上も確かにどちらかというところとやっぱり結婚していない方の部分を青年層まで通られているかという話になると、どちらかというところ若い世代の視点に立ったその結婚だとかそういったところに希望が持てというようなことを主眼に置いているのかなというふうには認識はするんですけど、若者以外を排除しているかという話になるとそうでもないのだろうなというところなので、難しい部分ではあります。

○坂本委員

ありがとうございます。何か整理されました。

でもすいません、市民的感觉として市役所が何かやる施策ってあるんですか。結婚したいな結婚に対してちょっと不安を感じている方に対して、藤沢市は今までどういった政策をされていたのですか。

○三ツ井委員

私の方からよろしいでしょうか。

藤沢ではあえて施策をしていません。そこは私が企画政策課にいたときにも、人口政策としての結婚政策はしないというふうに市としては思っていました。

一方で、地方に行くとも結婚マッチングアプリなどを自治体が運営していたりとか、結婚相談所への利用料を市が助成していたりとか、そういった地域もありますので、市役所がしないかと言われるとやっている地域もあるというのは実情です。

神奈川県でも「恋カナ」というようなネーミングだと思うんですが、出会いの場を作るような政策を県として売っていたりして、その支援を市にしてほしいと連携した取り組みをしてほしいというような要請をいただくこともあります。ですが今まで藤沢市は基本的にそれをお断りするというような結婚自体を促すというのがいいのか、そういうふうなことに行政がやることの意味合いがどこまであるのか、公費を投じてやることの意味はどこまであるのかというのがはっきり今までは、この方針として持ててなかったというのが実情です。

はい、以上になります。

○坂本委員

ありがとうございます。

そうすると地域の実情としてどう入れていくかというところに、やっぱり収斂されている。

○澁谷部会長

いかがですか。子ども・子育て会議本体でも議論をしなきゃいけないのですが、私はあまり入れるイメージがないのと、需要があれば確かに何らかの形で入れる必要があるのかもしれないですけど、需要がないところで入れるのかというのがやっぱり個人的にはまずは青年期の他の課題であるやっぱり安定した就労であるとか、将来的な悩みや不安を抱える方たちが、まずは社会の中で生きていく基盤みたいなものをしっかり作っていくということが大事なところで、そこはサポートが必要な方には届くようにしていくというところは大事なんだろうけども、そこから先のところまで用意するというイメージがないので、もしかしたら藤沢市の計画の対象については、今原案にある通り青年期のところで少し触れることはあるかもしれないのですが、そんなに何か計画の対象としてポンとそこも視野に入れてやりますよということを前面に出す必要はないのかなというのは今の話を聞いている感触にはなります。

○事務局（子育て企画課）

結婚生活自体がおそらく負担だけだとか、何かあまり悪いイメージになっちゃったよね、というようなところだとか、かなり重なってしまいますけど、どちらかというとも結婚に本当に先ほど話した通り希望を持てるかどうかというところに対しての部分なのかなというふうには思っています。ただそれが具体の政策として啓発的な意味での政策とかを打つべきかどうかという話が変わってくるのかなと思います。

けれどそういったアプリを入れるといった、市がそこをやるというのは、どうしても対

象者が市民になるので市民が対象になってしまうこともあり、当然結婚したら市に住んでもらってとか、結婚して藤沢市に住んだらいくら渡しますよ、みたいな支援金のようなことを他の市でもやっており、言葉を選ばずにいうと、どちらかというに限界集落とか、そういったところでの政策に近いのかな、というところもあるため、コンセンサスがかなり取りにくいのかなというところは、正直あります。

なので、あくまでも結婚生活、例えば結婚をしたとしたらこういうバラ色の生活があるよね、結婚していないとしてもこういうバラ色な生活があるよねということを何かイメージできるような形があるというところが重要なのかなと考えています。

ですので、生活満足度という形になっていますが、ウェルビーイングに関わらずやっていけるような形というところが一つあります。一方でそれをしてしまうと、少子化の対策を計画の中で進めているのかというところをちょっと問われるような気もしています。なので、結婚しやすい環境への整備というところなのかなというところはあります。

○寶川委員

よろしいですか。この今の結婚の理論というのは、男性と女性の結婚ということですよ。異性同士の結婚ということについて、という話ですよ。

○事務局（子育て企画課）

そうですね、ご指摘の通りです。

確かにパートナーシップだとかそういった形での生活のあり方というところの広がりというのは当然あるはずなので。

実際、性の対象として多様性というところを突き詰めていくというところはいずれにしても、関連計画にも人権指針として人権侵害とか、そういったところを当然入れているような状況ですので。

確かにその結婚という制度ではないですね、求めていくというところ

○寶川委員

現在やっぱり性の多様化というか結婚ということ、システムに関しても多様化が進んでいる中で、その今までと同じように結婚、妊娠、出産ってポンとそれだけを出してしまって、果たして今後5年間それを出してしまっているのかなというところ。もし、それを出すならば、その他の部分を補うというのでしょうか。1人1人の人が人権を保障するための言葉を補う何か添えた方がいいのかなとか、素朴な疑問なのですが。

時代がすごくいろいろと変わってきている中で、今後5年間のとなると、単純に結婚、妊娠、出産だけを言葉として出してもいいのかどうか、個人的には悩んでしまうかなと思います。

○澁谷部会長

ありがとうございます。

ちょっと今ご意見聞いていただく中でやっぱりちょっと結婚、出産というのは当然、人にとっては大事なライフイベントにはなるのですが、幸福追求権の一環で全ての人に同じ

ように保障するものとはまた違うので、私も直感的には伴走型支援というかいろんな生き方をしていく上でその相談支援みたいなものが、いろいろな人たちへの相談ニーズに対応していく中で、適当な人に巡り合わないというふうな人たちの何が本当のところ求めているのかというところをしっかりと聞き取っていけたりする、話したい人たちが話せる機会を作っていくというのは、何らかの形であるかなと思います。

ただ、あまり結婚出産、特に結婚とまた出産子育てというのをダイレクトに結び付けていくような形で計画に入れると相当ハレーションを起こしかねないというところはこの部会の中でも感じ取れたところがあるかと思しますので、相当慎重に国の方で最終的にガイドラインどういうものを出してくるのかというのも見極めなければいけないんですけど、今のところではあまり積極的に動くというよりは、あまり手をつけなくても良いところなのかなというところでは見えてきた部分があるかと思えます。

○三ツ井委員

いいですか。ありがとうございます。

いろいろご意見いただいたことで、何となく少なくとも藤沢市においては、こういう考え方はこういうことは念頭に置いた上で、もし扱うことが必要になるとしても、かなり慎重に扱わなければいけないテーマになりそうだということは我々の事務局の方も肝に銘じる形でこの扱いにさせていただきたいです。

軽々しくこの計画の対象を無理に広げていくということではなくて、あくまでもこの子どもが育っていく、あるいは社会に出ていくまでの間の中で、こうした問題も当然出会う問題になるかもしれない。それは今までの価値観よりもかなり多様な形で会うことになるかもしれない。そうした出会うかもしれない問題の一つ、大人になっていくに会うまでの間に問題の一つとしてこのことを取り扱っていくということがある程度イメージした上で、私達も取り扱っていければ、一定のラインになってそれを念頭に進めさせていただくとありがたいなと思いました。

こちらからは以上です。

○澁谷部会長

ありがとうございます。

そういたしましたら、少し大小の骨子についても根拠法とか関連計画との関係というのはまたいろいろ作文しながら、その文章で適切に最終的には市民の方、できれば子どもたちも含めるのでしょけれども子どもたちにきちんと伝わるような計画になるのかというのをまた確認をしていきたいと思えます。

今回暫定的にご提案いただいたものを確認してこの方法で進めましょうというところはいくつか確認できたかと思しますので、その方向で進みつつ委員の皆様にご確認いただくことではなくて、またいろいろ実際に作文とかレイアウトがもう少し固まってきた段階でぜひご意見を出していただいて、残り2回ぐらいしか予定されていないんですけども、7月の本委員会のときには少しまとまった形に出せるようにしていければという見通しを立

てておきたいと思います。

事務局の方としてもとりあえず今日のところはそんな形のまとめで大丈夫そうですか。

いずれにしても子ども・子育て会議の方にかけるためのというところの動きになりますので、今回のところそこで大丈夫だと思います。

皆さんもよろしいですか90分ぐらい経ってまいりましたので、特段今日のところはもし追加でご意見とかや今後の会議の進め方についてやっぱりこの辺りのところはもう少し資料準備をとかいうのがあれば、最後委員の皆様から承っておきたいと思いますが何か、ございますか。

会議の進め方を含めて、特段よろしいですかね。

では事務局の方でも部会は本当に普段できるだけフラットなものだと思っていますので、委員の皆様からもし思いついたことがあれば適宜事務局の方にもこんなことを思いついたというのはお伝えいただきながら、少し次回の部会の資料準備の方をお願いしたいと思います。

ではとりあえず本日の私の方では確認している議題については以上になります。委員の皆様から特になければ事務局から事務連絡をいただいて、と思います。

事務局の方お願いいたします。

○事務局（子育て企画課）

本日はお忙しい中、（仮称）藤沢市こども計画体系検討部会にご出席いただきましてありがとうございます。

本日の資料も含めまして計画策定等に関する内容でお気づきの点がございましたらメール等で構いませんので、事務局の方にお問い合わせいただければと思います。

なお、次回の部会の日程開催日程につきましては5月の下旬頃を予定しております。後日またご予定の方お伺いさせていただきますので、その際はご対応のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○澁谷部会長

ありがとうございます。これで本日の日程は全て終了というふうになろうかと思えます。本日は夕方の方の事務局の方含めて皆様お時間ありがとうございました。また次回どうぞよろしくお願いいたします。以上で会議終了といたします。